

令和3年9月29日

施設利用のみなさまへ
(学校体育施設開放事業)

倉敷市スポーツ振興課長

学校体育施設開放事業の再開について（お知らせ）

この度、倉敷市が「まん延防止等重点措置区域」から除外されましたので、次のとおり学校体育施設開放事業を再開します。

なお、利用の際は、入退館時のマスクの着用，換気の徹底，人と人との距離を十分にあげるなど、「新しい生活様式」「感染リスクが高まる「5つの場面」」「業種別ガイドライン」に基づいた感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 利用再開日

令和3年10月1日（金）

2 利用再開施設

全ての学校体育施設（運動場・体育館・格技場）

3 利用再開にあたっての注意点

- (1) 利用にあたっては、「学校体育施設開放事業 活動チェックシート」の提出が必要ですので、各項目を再度御確認いただき、十分に感染症対策を行った上で、御利用ください。
- (2) 今後の感染状況に応じて、運用を変更することがあります。